

第 612 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 15 年 12 月 12 日（金） 14：00～16：00
2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
3 議 題

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第 294 号「2005 年農林業センサスの計画について」

(3) 答申事項

- 諮問第 292 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」（案）

(4) 部会報告

(5) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 294 号「2005 年農林業センサスの計画について」
- 4) 諮問第 292 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」（案）
- 5) 部会の開催状況
- 6) 平成 15 年 10 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 10 号）
- 7) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、須田委員、菅野委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、厚生労働省牧原企画課長、農林水産省山本統計部長、同黒木センサス統計室長、経済産業省伊藤調査統計部長、同鎌倉企業統計室長、国土交通省矢島企画調整室長、東京都古河統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

6 議 事

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料 2 のとおり部会に所属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第 294 号「2005 年農林業センサスの計画について」

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 3 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、農林水産省大臣官房統計部の黒木センサス統計室長が調査計画案の説明を行った。

〔質 疑〕

廣松委員) 今まで幾つかに分かれていた調査を今回一つにまとめて、調査票も一つに統合したため、大変よく整理された形になっていると思う。ただ一方で、調査票を見ると、1枚になったがゆえの問題かもしれないが、どれを答えてその次にどの欄に進めばよいのかということに関して、かなり複雑な形になっているように思える。今頂いている資料が白黒印刷なので、その印象が強いのもかもしれないが、ぜひ部会における審議の中で、報告者の方に誤解と同時に余計な負担を与えないよう十分工夫していただきたいと思う。

一つだけ教えていただきたい点は、調査時期に関して平成 17 年 2 月 1 日現在ということであるが、沖縄だけ少し時期がずれているのは何故か。

黒木室長) 農林業センサスについては、農閑期に調査を行うということで調査時期を 2 月 1 日としている。しかし、沖縄ではサトウキビの収穫が 1 月中旬ぐらいから始まり、2 月 1 日に調査を行うと農家が忙しくて対応してもらえないという事情があることから、サトウキビの収穫の始まる前の 12 月 1 日に調査を行うこととしている。

廣松委員) それと、資料 3 の参考 3 にあるように、今の「農林業経営体調査票」は、都道府県用、北海道用、沖縄県用の 3 種類になっている。その上、調査票の 10 ページに「【10】都道府県設定項目」というのがあるが、これは、各都道府県が調査したいと思う項目に関してそれぞれ独自の調査項目を設定するものであり、その意味では都道府県ごとに調査票が変わると考えればいいのか。

西村補佐 (農林水産省センサス統計室) 今回の廣松委員の御指摘の点は、前回の 2000 年センサスも同様の考え方で行われており、豆類、野菜、花きといったようなものについては、固定した全国統一の設定項目以外に、各都道府県には地域特産物等があるので、そういった品目についても調査したいという地元の要望に対応して、県独自に入れてもらえるように設計している。

都道府県用の調査票に関連して、これ以外にフリーというか、センサスの中でどうしても調査すべきだという事項については、各都道府県の御意見等を踏まえて事前調整させていただき、最終的には都道府県別に固有の項目名を刷り込んだ形で調査票を印刷させていただくというスタイルになっている。

篠塚委員) 今回の調査における大きな変更点について伺いたい。1 点目は、調査対象の生産作業にかかわる基準として、今までは面積が 30 アール、販売額が 50 万円以上ということであったが、今回は 50 万円という販売額の基準は使わずに、参考 1 の 5 ページにあるとおり「外形基準」というもので判断するという事になった。さらに、この「外形基準」の例が幾つか出されているが、これらの例を調べてみると、そのほとんどが販売額 50 万円に相当するような基準になっていることから、このように変更したとしても、おそらく過去からの継続性を大きく乱すことはないという御説明であった。私は

逆に、事例としてはこれだけ挙げられているが、このほかにも最低の50万円に相当するものがいろいろあると思うのに、なぜわざわざ販売額50万円という基準を外さなければならぬのかその辺の理由がよく分からないので、教えていただきたい。

2点目は、例えば、今度変更される「農林業経営体調査」だけに限ってみても、今までは6種類の調査票があったわけであるが、それが今度統合されて非常にスリムになったことにより、調査員の作業労力は今までに比べ非常に節約されるようになるという御説明であった。しかし、逆に調査を受ける側としては、おそらく今まで6枚全部の調査票を書いていた人はいないとは思いますが、3種類ぐらいの調査票を受けている人たちもいたであろうし、その人たちにとって、今回、調査票がスリムになったとはいっても、質問される項目はほとんど同じであり、若干の調整があったとしてもそれほど大きくは変わっていないように見える。今回調査のプリテスト等により、非常にスリムになった調査項目、あるいはその結果、調査客体自身も非常に労力の節約になっているという事例があったら教えていただきたい。

それから3点目として、今回の調査は「農林業経営体調査」と「農山村地域調査」の2本に分かれ、「農山村地域調査」は職員調査であるが、この調査票はどういう担当の人が記入したのか記入した人の名前、あるいは職種が分かるようなものがあつた方がいいと私自身は思っているが、その点はどのようにお考えなのか教えていただきたい。

黒木室長) まず、1点目の物的指標の考え方については、前回の2000年センサスにおける統計審議会の答申において、経営体として販売活動を目的としている農家に重点を絞り、販売農家であるか否かを判断する指標については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入すべきという御指摘を受け、これを踏まえて、前回2000年当時の指標である30アール又は50万円に相当する物的指標を、今回、「外形基準」としてお示ししたわけである。これについては、いろいろな考え方があるが、諸外国の例をみても、金額をとっている国と今回の計画案と同じように「外形基準」をとっている国があり、今回は「外形基準」でやっていくこととした。すべての品目について基準を作るのは非常に難しい面もあるが、おおむね、各地で作られている農産物については、全部指標化できると考えている。

それから、3点目の「農山村地域調査」については、誰が記入するのかということをも明確にするため、部会で御検討いただいて、調査票を工夫していきたいと考えている。

西村補佐) 2点目の調査票6シートを一つにすることによって、実際に調査に協力して記入していただく方の負担がどの程度になるかということの検証については、今年9月1日に、今回御提案している調査票の仕様ではないが、前回の6枚の調査票を統合した調査票を用いて、全国10県で試行調査を実施している。具体的には、6シートを一つにし、調査項目を統合した関係上、調査票の編成が記入していただく方に分かりやすいものになっているかどうかというような点に加え、前回のセンサスで用語が分かりづらいという話もあつたので、表現等を変えたようなものもあり、そういった調査項目の表現が調査に御協力いただく方に分かりやすいものになっているかどうか検証させていただいている。

その結果、実際に記入していただいた農家等の方々から様々な御意見を頂いており、今回御提案している調査票については、その際に出していただいた御意見も織り込んで設計させていただいている。

ただ、先ほどの御指摘にもあったように、自分がどこの欄を書けばいいのか、このページが終わったら次にどこへ進めばいいのかということが分かりづらいという点や、調査票の背景を色分けしたらどうかというような御指摘も頂いているので、この点について、今後御意見を踏まえながら更に検討を進めてまいりたいと思っている。

篠塚委員) 最初にお答えいただいた1点目の件であるが、もちろん今までの50万円という販売額の物的指標について検討する必要があるという統計審議会の答申を受けて、今回の外形基準の導入がその回答だということは十分理解している。けれども、ここに挙がっている外形基準の例のうち、例えば露地野菜であれば15アール以上というように、ある程度カウントが決まっている品目がどのぐらいあり、それ以外のものについてはどうするのか。やはり販売額50万円以上で決めていくのであるならば、50万円以上で今までやっていたものと、ここに決められているものとの差はあまりないのではないかなと思うが、その点についてはどうか。

西村補佐) 今の篠塚委員の御指摘の点については、前回の2000年センサスにおける販売農家約240万世帯あり、そのうち経営耕地30アール以上の基準で調査対象になったものが約230万世帯余りあった。逆に言うと、経営耕地では対象にならず、販売金額のみで調査対象となった農家数というのが、販売農家においては約3万世帯という数字になっている。委員が御指摘の金額基準を適用して調査対象になると判定されるものは、その中のごく一部ということになる。前回の答申における御指摘の趣旨というのは、経営耕地はある程度調査員の方でも分かるが、経営耕地以外に販売金額で拾う場合、販売金額というのはむしろ調査事項ではないか、客体の方にお答えいただかないと調査対象になるかどうか判定ができないのではないかとということである。

そのようなことから外形基準とは、例えば、牛の頭数であるとか、施設の面積といったようなものは、誰が見ても外から分かるということもあり、調査対象になるかどうかを客観的に判断するための一つの補助的な指標として導入すべきという御指摘を頂いたものと考えており、今回そういった観点から取り組んでいるものである。先ほど、約3万世帯がこの基準で拾われるというお話をしたが、今ここに例示で挙げている数品目で、その3万世帯のうちの8割から9割ぐらいは拾えることになるので、篠塚委員が今御指摘になったような、残った分をどうするかという若干の問題はあるにしても、その辺も含めてクリアできると思っている。

竹内会長) 前回の答申の趣旨は今お答えになったとおりでであると思う。要するに、客体が調査対象になるかどうかということを決めるのは、調査の結果によって決まるというよりも、その前に分かる指標でやるべきだということ、それから、対象になるかならないかという基準が非常に不安定な指標では困るということの二つがあり、また、売上げというのは年によって変わることもあるので、あまり安定的な指標ではないと思う。だから、なるべくなら外形基準による方がいいと思う。ただ、もちろん外形基準が面倒なものになったら、むしろ販売額の方が簡単ではないかという話はあるかもしれない。統計審議会における前回の答申の趣旨も、客体が対象になるかならないかをなる

べく客観的に見ること、つまり調査結果ではなくて、見て分かる指標で、しかもなるべく安定的な指標で決める方がよいということだと思う。面積といったようなものは、そういう意味では非常に安定しているものであり、動物でも数だったら一応安定している。卵でも、ニワトリの数で数えれば確かであるというようなこともあるので、私はこれでいいと思う。

舟岡委員) 今回、調査対象を世帯から経営体に移して、農林業について企業活動の観点からとらえることは非常に望ましい方向だと思うが、その際、経営体と世帯を明確に区分できるのかどうかという疑問がある。それから、そこで定義した経営体については、農業経営統計調査の調査対象とどうかかわるのかについて教えていただきたい。

西村補佐) 今、2点ほど御指摘を頂いたわけであるが、2点目の農業経営統計調査とのかかわりについては、舟岡委員の御指摘のように、今回の2005年センサスは経営体調査ということで取り組むものであり、農業経営統計調査については、御承知のとおり農林業センサスを母集団としているので、母集団が整備された段階でどう考えていくかということであろうかと思う。今の時点では2000年センサスの母集団であるので、センサスの結果が整備された後の問題ではないかと考えている。

それから、1点目の経営体と世帯を明確に区分できるのかという御指摘であるが、今考えていることを端的な例でいうと、従来、販売農家で世帯としてとらえていたものの中には、数的にはそれほど多くはないと思うが、一つの世帯の中で親子がそれぞれ別々に経営をしている場合がある。父親の経営する部門が、例えば、稲作であって、息子の経営する部門が施設園芸だという場合、従来、一つの農家、一つの世帯としてとらえてきたわけであり、その農家の性格というのは、稲作と施設園芸を営む複合経営農家という形になっていた。ただ、本人の感覚では、父親は稲作を自分で経営しており、息子は施設を経営しているということになる。そういう意味では、経営主は2人だというものを、センサスの約束の中で一つの世帯、一つの経営というようにとらえてきたわけであるが、今回、経営体という視点で取り組むことにより、そういった場合については、二つの経営というものを取り出せるようにしたいという趣旨である。

ただ、そうは言っても統計の連続性の問題もあり、やはり従来のような販売農家という統計も提供していく必要があるということで、今回経営体ごとに調査させていただくが、最終的には農家世帯にも戻せるように、父親の経営と息子の経営を足し合わせて、一つの農家の統計を作っていきたいと考えている。

清水委員) 私も、今回の計画改定については大変簡素化されており、評価できると思う。また、部会でそれぞれ細かく審議されると思うが、一見してちょっと気になることが1点だけある。「農林業経営体調査票」の6ページの「【4】農業用機械」の所有と利用と書いてあるところの「利用」という用語の意味であるが、これは所有しているものの利用状態を調べるのか、あるいはここでいう利用は所有権を持たないリース等々の機械を指してこの質問事項があるのか分かりにくいので、ぜひ検討していただきたいと思う。

西村補佐) 今、御指摘いただいた点について、「農業用機械」は、順番として所有台数を調べ、なおかつ、所有の内数という意味ではなく、実際に利用している台数を把握したいということである。そういったときに誤解を受けるのではないかと御指摘であると

思うので、その辺については、例えば、順番をどう考えるかということについて定義を明確にした上で、その定義に沿って調査するためにはどちらが望ましいか検討させていただきたいと思う。

西村委員) 特に、経営体のところでは林業と農業とで違いがあり、林業の方では非常に大きな経営体もある。そういうときに、単純に、零細なものとは非常に大きな経営体というものを1本の調査票で行うことが本当にいいのかどうか気になっており、今後の審議のこともあるので、その点についてどのようにお考えかお聞きしたい。

西村補佐) 西村委員から御指摘のあったとおり、林業の場合はごく零細なものから大会社のようなものまで非常に多岐にわたっていると思う。しかし、センサスの一つの使命は、農業・林業双方のいわゆる基本構造を表すということであり、今回、特に目指しているのは、確かに規模は違うけれども、規模の大きいものから小さいものまで一つの調査票で、同一の調査項目といった物差しで測っていきたいということである。例えば林業構造について、調査内容を規模の大きさによって変えるのではなく、あくまでも同じ調査票を使いながら調査して、それを一つの物差しとして見ていきたいということである。

ただ、もちろん統計表章をする上では、大きいものから小さいものまでであるので、例えば、規模別にきちっと整理するとか、誤解のないような提供の仕方をしていきたいと考えている。

竹内会長) 林業に関連して私も伺いたいが、林業の場合は林野庁の国有林の経営は除いているのか。除いている場合、林野庁からは、この調査票から得られるような情報に対応する情報が得られるのか。

西村補佐) 必ずしもこの調査項目と全く同じということではないが、国有林野事業統計書というものがあり、ある程度、国有林関係のそういった事業量等については統計整備されているので、農林業センサスの中でわざわざ国有林について所在地別に調べるのではなく、その部分は林野の事業統計の方にお任せしている。本センサスとしては、経営体調査においては民有林の関係について調査させていただく。ただし、一方で全体の資源量がかめないということがあるので、これについては、今回も地域調査の中で、国有林、民有林を含めた全体の森林面積、林野面積といったものを属地的に把握するような計画をしている。

竹内会長) 例えば、林業に対する労働日数や作業量といったものについても、林野庁の方の数字と合わせることは可能か。

西村補佐) 統計表章という意味では、先ほど申したように調査項目が全く同一ということではないので、ぴったり合わせることは難しいが、例えば作業面積であるとか、どのくらいの投下労働があるかといったようなものは、ある程度総合的に見ることは可能だと思っている。

西村委員) それに関連して、例えば、民有林の調査ということがあがるが、国有林に対してサービスを提供しているような場合にはどうなるのか。

西村補佐) 今、御指摘があったように、国からそういった委託を受けて作業をやっているようなものは、2000年センサスの「林業サービス事業体等調査」の中で調査事項として取り込んでいる。

また、竹内会長から御指摘のあったように、国有林をこの経営体調査の中で把握していないということは、山林を保有している国有林そのものを経営体という調査の枠の中には入れていないわけであるが、林野庁から林業作業を受託している人達については、非常に貴重な林業の担い手であるということで、そういった観点から調査のフレームの中に入れてさせていただいている。

新村委員) 最初に、これまで農家・林家という世帯中心だったのが経営体調査になったということで、画期的なセンサスであるという感想を持った。実際に調査票を見て最初に感じたのは、やはり先ほどおっしゃったように次はどこに進めばいいか分からないという点であり、そこはぜひ部会で実際に記入してみたりして工夫してほしい。今のところ、大変記入が難しい調査票ではないかと思っている。

それから要望であるが、先ほど若者と親の経営体が別になっているというような例があるとの説明があった。経営体調査になったけれども、まだ実際には家族経営を主とした調査である中で、家族経営の形態も随分新しい動きが出ているが、これで十分把握できるのかどうかという視点から、ぜひ部会で御検討いただきたい。

次に質問であるが、農業では法人化している企業はまだ少ないが、私が見た範囲ではどういう経営をしているかというのがあまりよく見えない。例えば、規模でいくと、従事日数で出ていたり、規模が見えるのは主として販売額だけではないかという感じがするので、法人としての規模はどこで見ればよいのか教えていただきたいし、それが明確にできるようになっているのかも伺いたい。

それからもう一つ調査票を見て気になったが、農業という言葉と農林業という言葉が若干混乱している部分があるという印象を受けた。例えば、「農林業経営体調査票」の3ページの、上の表の一番右端に「農林業経営との関わりについて」というのが書いてあり、下に矢印で引いてきて、「世帯から離れて住んでいる農業後継者」となっている。これは農業後継者だけを指すのか、農林業後継者を総じて指しているものかなど、全体的にちょっと迷うところが幾つかあったので、その辺をもう一度見直していただきたい。

西村補佐) まず、御質問の最後の点は、農業と農林業を一つの調査票の中ですべて把握するというので、確かに紛らわしい点があるかと思うので、その辺は十分精査したいと思っている。例えば、今御指摘のあった「農林業経営との関わりについて」と後段の「農業後継者」の関係において、正しく経営とのかかわりについては農業・林業双方の経営とのかかわりについて把握したいということであり、また、「農業後継者」については、従来、販売農家の調査において後継者の把握をしている反面、林業関係については今までも後継者等の把握はしていないということもあって、ここは同一のものについて接続ができるように、後継者については農業に限るということであえてそういう書き分けをさせていただいているが、新村委員の御指摘のように、同じページで農林業、農業と出てくるので、その辺については間違いがないような形にしていく必要があると思っている。

それから、法人の性格なり規模が分かるような調査項目が必ずしも配置されていないのではないかという御指摘については、確かに法人、企業をとらえてどういう性格だというような形までの調査票の設計には必ずしもなっていないが、例えば雇用であ

るとか、土地の大きさであるとか、畜産の頭羽数であるとか、そういったものを一つの物差しにして、企業の大きさというよりも農業生産の大きさを測るということを農林業センサスの一つの使命にしているのも、それで足りない分もあるかもしれないが、統一的にそういうもので補足していきたいと考えている。

竹内会長) 私も、その点は今のお答えに賛成である。法人化の形態には 10 ぐらいの種類があり、全部の種類について統一的にサイズ基準を出すというのはとても不可能なので、結局は事実上、経営の大きさに区分するより仕方がないと思う。

他に御意見がなければ、本件については、農林水産統計部会で審議していただくこととし、須田部会長に願います。

(3) 答申事項

○ 諮問第 292 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」(案)

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が資料 4 の答申(案)の朗読を行った。続いて、舟岡企業統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

舟岡部会長) 平成 16 年に実施される経済産業省企業活動基本調査の改正については、10 月 10 日の第 610 回統計審議会に諮問され、企業統計部会にその審議が付託された。本件に関して、私が作成した論点メモに沿って審議を行った。

企業統計部会は 10 月 23 日、11 月 13 日及び 11 月 27 日の 3 回にわたり開催した。最後の部会の審議についてはお手元にある資料 5 の「部会の開催状況」の第 81 回企業統計部会の結果概要に記したとおりであり、部会では、前回開催の部会における質問について経済産業省から補足説明があった後、答申案について審議を行った。その結果、一部字句の修正を行った上で本日の審議会に提出している。

それでは次に、答申案について説明したい。時間の都合もあるので、ポイントを絞って説明することとする。まず、前段の前書きについては、諮問文の記述を踏襲している。構成については、「1 今回の改正計画」、「2 今後の課題」としている。

「1 今回の改正計画」については、「(1) 対象業種の拡大」及び「(2) 調査事項等の見直し」の順に記述している。

「(1) 対象業種の拡大」については、対象業種に経済産業省の所管業種であるデザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の 5 業種を追加する計画としている。追加する 5 業種について調査対象企業によって業種の活動を適切に把握できるのかとの意見があったが、本調査と事業所・企業統計調査で把握している常用雇用者数を比較したところ、平成 13 年調査で対象となったサービス業の業種と今回新たに追加する 5 業種との間で把握率に遜色がないことから、代表性は十分担保しているものとされた。

また、回収率については、本調査全体の回収率は約 80 パーセントであるが、その中でサービス業についての回収率が低いのではないかと懸念する意見が出されたが、サービス業についても約 81 パーセントの回収率となっていることから、5 業種についても同様に高い回収率が見込まれると考えられる。サービス業における企業活動の実態把握についてこの 5 業種追加によってより一層の充実が図られるとともに、十分な結果精度の確保が期待できるとして、5 業種の追加については適当とされた。

また、部会の審議の中で、エステティック業などこれから伸びるビジネスがほかにもあり、これらを対象業種に加えるべきではないかという意見が出されたが、現在ではそれらの業種について、対象となる企業数がそれほど多くないこと等から、これからの企業活動の動向を踏まえながら対象業種に含めることについて検討していくことが必要であると整理した。

「(2) 調査事項等の見直し」については、アの「出資比率」を「議決権所有割合」へ変更することについて、平成13年の商法の改正により、企業の親子関係の判定において、議決権のない株式、これには自己株式や優先株、単元未満株などが含まれるが、それらの株式が算定から除外され、議決権を基準として判定することとなった。したがって、これまで本調査で使用していた「出資比率」という言葉では議決権のない株式も含まれることとなるので、調査事項の「出資比率」を「議決権所有割合」へ変更する計画としている。このことについては、専門委員、あるいは外部の専門家等の意見も聞いた上で審議を行った結果、商法の親子関係の判定基準に基づいた「議決権所有割合」に変更するものであるため、適当とされた。

また、従前は、商法上のみなし子会社については調査対象の子会社に含めていなかったが、みなし子会社まで含めた方が企業グループとしての実態を正確に把握できるということから、みなし子会社を子会社として含めて調査することが適当とされた。

イの「資本の部」の区分の方法については、答申案に書かれたことに加えて、自己株式について議論された。これまでは自己株式は「流動資産」の中の「資産の部」に計上することとなっていたが、平成14年に商法施行規則が施行され、自己株式の取得が解禁されたことにより、自己株式が「資本の部」に移行することになった。これを受けて、調査票の「負債及び資本」で把握している調査事項の「資本金」、「法定準備金」及び「剰余金」へ変更する必要があった。自己株式の取扱いをどうするかを含めて、このことについて審議を行ったが、自己株式については、企業の自社株買いの状況把握を目的とするものではあるものの、取得が大企業にほぼ限られていることから、区分して把握する必要性は低いと考えられ、基本的な事項である「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」、これらを資本の区分として把握することとして、「自己株式」及び「新株式払込金」等については、實際上、金額的にも小さいこと、それから、本調査が企業活動を把握する目的で行われており、どれだけの資産でどれだけの利益を生み出しているかを主としてとらえようとするものであることから、自己株式を他の区分から独立させる必要性は低いとして、「その他」として把握することが適当とされた。

ウの「無形固定資産」の追加については、調査項目の資産の内訳の中で、これまでは「無形固定資産」については記入を求めず、「固定資産」から「有形固定資産」と「投資等資産」を差し引いて把握することとしていたが、固定資産の内訳を正確に把握するためには、「無形固定資産」の欄を新たに設けることが望ましいとの意見が出され、これを調査事項として追加することとした。

エの「調査事項の削除等」については、調査事項のうち、「業務の外部委託、すなわちアウトソーシングの状況」の調査事項について、毎年の調査事項から3年周期の調査事項へ変更するとともに、「パーソナルコンピュータの保有台数」を削除するこ

ととした。これについては、企業における業務のアウトソーシングの傾向については3年ごとの調査でも十分把握することが可能であるとされた。また、「パーソナルコンピュータの保有台数」については、近年の情報化の進展は情報機器の導入から情報機器の高度利用へと変化していることを受けて、調査内容を情報機器の利用や投資に関するものに特化しようとするものであって、これらの変更及び削除は適当とされた。

オの「用語の定義」については、調査項目の「経営組織の形態」について、報告者が的確に回答できるように用語の定義を明確にする必要があるのではないかとの意見が出されて、実施部局が中心となって検討した案を基に審議を行った結果、「事業部制」、「カンパニー制及び社内分社制」の定義については、これまでの記入の手引で使用していた定義でほぼ十分であるとされたが、「持株会社」については、純粋持株会社を把握する趣旨を明確にする方向で記入の手引に定義を記載することとすることが適当とされた。

「2 今後の課題」は、(1) から (3) まであり、まず「(1) 法人企業統計調査の調査結果の活用について」であるが、財務内容に関する調査事項については、平成12年12月の前回答申において、「本調査における企業の財務内容に関する調査事項は、法人企業統計調査の年次別調査における年次決算に関する調査事項を活用することが可能であり、報告者負担の軽減に資する観点から、統計法第15条第2項の規定に基づき、同調査から必要な事項を使用することを検討する必要がある。」とされていた。実施部局において財務省と協議を重ねた結果、法人企業統計調査のデータ活用については、平成17年調査からデータの活用を図ることが合意されたが、調査結果データの入力に係るシステムをそれまでに開発することが必要であるとして、その点は今後の課題として位置付けた。

「(2) 企業の活動状況等の的確な把握・分析について」であるが、本調査においては、調査開始時に製造業や卸・小売業を中心として調査の設計がなされたという経緯があることから、これらの業種を主たる対象とした調査事項となっているのではないか。そのために同一の調査の枠内で調査対象業種にサービス業を追加していくと、サービス業を営む企業等については、その活動状況を的確にとらえる内容とは乖離が生じるのではないかという意見が出され、そのことを受けて、サービス業を営む企業等の活動状況については、より適切な把握の仕方を検討することが今後の課題であると位置付けた。また、調査結果については、企業活動の多角化等がどのように進展しているのかを分析する必要があるという意見が出されたので、それを受けて、パネルデータ化を一層推進し、企業活動の多角化等について個別企業の時点間の変化を踏まえた分析を積極的に行うことが今後の課題であると位置付けた。

「(3) 日本標準産業分類の改定に伴う既存業種の結果表章について」は、平成14年3月に日本標準産業分類が改定され、その際、インターネット附随サービス業が新設されたが、これは本調査の調査対象業種となっている。しかし、必ずしも本調査がその業種の企業をすべてカバーしているわけではないという懸念が持たれている。したがって、日本標準産業分類で定義しているインターネット附随サービス業について、分類概念に整合した形での結果表章に向けた検討を行う必要があるとして、今後の課題と位置付けた。

〔質 疑〕

西村委員) 諮問文の今後の課題において「調査結果についてのパネルデータ化を一層推進し、企業活動の多角化等について、時点間の・・・」云々と書いてあるが、これは具体的に何を意味しているのか教えていただきたい。

舟岡部会長) 多角化等について産業・規模ごとに全体として、専門率が前回調査時点から何パーセント変化したとか、いかなる事業へ多角化しているか等についてとらえることができるが、多角化の状況は個別企業によっていろいろ異なり、多角化を進めている企業もあれば、選択と集中を図って専門化の方向を強めている企業もある。多角化を進めている企業がどれぐらいあり、逆に集中を図っている企業がどれぐらいあるか、その展開状況がどうであるか等について、質的に区分して情報をとらえることの方が多角化等については有用な情報を得られるのではないかという意見が出された。それには当然のことながらパネルデータ化が必要であるが、企業活動基本調査は既にパネルデータ化が図られているので、その充実について今後も推進していただきたいという趣旨である。

竹内会長) 私もこの答申文についてはちょっとよく分からないところがある。つまり、「分析を積極的に行う必要がある」というのは、分析はこの統計の結果に基づいていろいろな方が行えばいいと思うし、それから、パネルデータ化を推進するというのも何を意味するのかよく分からない。その辺はどう考えているのか。

舟岡部会長) 今回の分析結果については、例えば分析資料編などの形で分析結果を明らかにしてもらって、それが将来的に結果表章することが適当であると判断された段階で統計結果の公の表章として検討したらどうかと考えている。

竹内会長) つまり、当面は内部資料としてのパネルデータに基づいて分析をしていただき、その分析結果を発表して、それに基づいて将来もう少し公表形式についても考えるということの意味しているわけか。

舟岡部会長) そのとおり。

西村委員) 企業活動基本調査結果はかなり長く使っており、この企業活動の多角化というような問題についてもいろいろと分析をしようとしているが、実は非常に難しくできない。というのは、例えばある企業が分社化で二つに分かれ、その分かれた企業がどうなっていくかというようなことや、またそれが他の子会社になったかどうかというようなことをきちんとあのデータでとらえるということは、少なくとも頂いたデータからはできない。それができるようにしていただけるということなのかどうか伺いたい。

舟岡部会長) 現段階でのパネルデータ化の状況は、私の理解では、存続企業について企業番号を固定化してパネル化しているにとどまっていて、合併や分離・分割という企業属性の変更についての処理はなされてないし、その基礎となる情報もない。

西村委員) 本当に多角化をやるのであれば、そういった情報をきちんとしないとなかなか難しいので、そういうこともお考えになっていると解釈してよろしいか。そうであれば、万々歳だが。

竹内会長) つまり、A社がそのままA社で続いている限り、これはこのようなデータになっているけれども、A社が分社化してB社とC社になって、C社が更にF社と結び付いて

D社という会社ができるというようなことがずっと先まで追っかけられるかということであるが、それはちょっと難しいと思う。

舟岡部会長) 企業活動基本調査は対象業種と対象企業が限られているから、業種や規模の点から、対象外になった途端に調査データが上がってこない。したがって、例えば事業所・企業統計調査等とうまくリンケージを図ったとしても、可能かどうか微妙である。

西村委員) 多角化を本当にやるのであればそこまでやらないと分からないというところがあり、フランスの企業データはそこまでやっているのだから、そこまできかないとなかなか多角化ということ、選択と集中ということをやするには、まだ大分先だなという気がするのだから、その辺のところは今後の課題としてお願いしたい。

それからもう1点だが、インターネット附随サービス業については結果表章だけ書いてあるが、インターネット附随サービス業の母集団名簿がきちんとなっているかどうかということについては、いろいろ難しいところがあると思うが、それについてはいかがか。

鎌倉室長) 現状ではまだ名簿としては作成できていないので、16年の事業所・企業統計調査結果で名簿が確実にできると理解している。

菅野委員) 「2 今後の課題」の「(1) 法人企業統計調査の調査結果の活用について」ということについてであるが、この書き方であると、法人企業統計の調査結果を活用することにより報告者負担の軽減を図ることとし、そしてシステムを開発する必要があるということであるが、この「必要がある」というところの文章のかけ方だが、「法人企業統計の結果を活用することにより」というのは、「必要がある」にはかからない。すなわち、「必要がある」というのはシステムの開発だけであって、法人企業統計の調査結果を活用するということは、もはやこれは課題ではないのではないか。まず、どこまで「必要がある」がかかっている文章なのか教えていただきたい。

竹内会長) つまり、調査結果を活用することはもう既に決まっているのであって、報告者負担の軽減を図ることはいいとして、そういうことが決まっているから、そのために法人企業統計調査の調査結果データの入力にかかるシステムを開発する必要があるというのか、それとも調査結果を活用して報告者負担の軽減を図り、そのためのシステムも開発する必要があると、全部に「必要がある」がかかるのか、どっちなのか。

舟岡部会長) 先ほど補足して説明したが、実施部局と財務省でこれまでに協議を重ねて、データを活用することについては合意がなされている。誤解のないように付け加えると、法人企業統計調査は資本金の6億円以上が全数であるが、5億円以下については抽出調査である。だから、法人企業統計調査の財務データをすべて企業活動基本調査に生かせるかということ、生かせない企業もある。その辺りの企業間の対応についてはこれまでいろいろ検討されていると思うが、かなり大変な作業だろうと思う。そのところの間違いないように、いろいろな検討、それからシステム開発を行うということがこの調査結果の精度を維持するという意味でも重要だということである。

竹内会長) 多分、菅野委員の御質問の趣旨は、つまり、「活用することにより」云々が全部「必要がある」までかかると、必要はあるけれどもできなかったという話になってしまいかもしいので、活用することは一応決まっているけれども、そのためにまだいろいろ検討する必要があるというふうな文章に読めるように書いていただいた方が

いいという趣旨であろう。

菅野委員) そこがまず第1点目である。あと、「報告者負担の軽減を図ることとし」の意味であるが、具体的には、この後ろについている平成16年調査の参考4の4ページ目のところが財務内容のページだと思うが、目指されている方向としては、この4ページ目のかなりの部分は要らなくなるのか、それともこれは残したまま、あるいは縮小するのか。というのは、法人企業統計調査とかなりの部分オーバーラップしているところがあるが、例えば関係会社の投資額等という、正に多角化に関する部分は、逆に言うところの方だけでとれるような数字だと思う。だから、どういうところを目指しているのか教えていただけないか。

鎌倉室長) 調査票としてはこのまま残し、形としては参考4の7ページの「8 研究開発」の注意書きに、総務省の科学技術研究調査票を提出している企業については、この調査事項について記入の必要はないとされているが、これと同じ方法をとる予定である。

菅野委員) そうすると、基本的には法人企業統計調査でカバーしていない項目は残るという理解でよいか。

竹内会長) つまり、調査票の中に、法人企業統計調査でこの項目について答えた方はここに記入していただかなくても結構であるという形にするわけか。

鎌倉室長) そのとおり。財務のところに関係するけれども、ここはもちろん7割か8割程度が法人基本統計調査のデータを持ってくると思うので、それについては、注書きとして、ここは書かなくて結構であるという扱いにしたいと思う。

竹内会長) その代わりに、法人企業統計調査でカバーされていない企業もあるわけだから、それはここへ書いていただくということによいか。

鎌倉室長) そのとおり。調査票としては残る。

菅野委員) それは項目についても同じということか。

鎌倉室長) そのとおり。

舟岡部会長) 先ほどの「2 今後の課題」の(1)は「ことにより」というのが「必要がある」にかからないという、そういう確認をしたということによろしいか。

竹内会長) 他に御意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択することとしてよろしいか。

(異議なしという声あり)

それでは、異議がないようなので、総務大臣に対してこの答申案で答申することとしたい。

ただいまの答申に関して、経済産業省経済産業政策局の伊藤調査統計部長からごあいさつを頂く。

伊藤部長) 本日、経済産業省の企業活動基本調査の御審議と答申を頂き、御礼申し上げます。

平成4年に第1回目を実施して、現在までに10回この調査を実施しており、年を追うごとに認知度も高まり、内容の重要性も認識されて、我が省としてもこの内容を活用するとともに、その重要性を他の方々にも理解していただいていると考えている。

今回は、答申にもあるように、新しく5業種を追加させていただこうと思っている。これは経済のサービス化の実態を把握するという意味からも重要性があると考えている。

さらに、16年調査から従来の郵送による方式からインターネットを利用したオンラインの提出が可能という形で、企業者の調査の負担を軽減していきたいと考えている。

今後、この内容についてより多面的な活用・分析ができるような形で勉強していきたいと思っており、また、先ほどの御議論にもあったように、他省庁とのデータの共有化、あるいは整備化、これについても一層進めていく方向で考えていきたい。

最後になるが、本審議会の竹内会長、舟岡部会長を始め統計審議会の委員、専門委員の皆様に対して、厚く御礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

(4) 部会報告

1) 企業統計部会

平成15年11月27日に開催された第81回企業統計部会（議題：「経済産業省企業活動基本調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 国民生活・社会統計部会

平成15年11月28日及び12月5日に開催された第102回及び第103回国民生活・社会統計部会（議題：「平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について」）の開催結果については、廣松部会長から報告が行われた。

[質 疑]

菅野委員）第102回の審議概要の2)の通信販売、インターネットのところだが、先ほどの御説明によると、結局、インターネット経由で購入されたもののうち、クレジットカード決済以外のものがここに書かれるということなのか。

廣松部会長）正確に申し上げますと、家計簿Bの中に「現金収入又は現金支出」という項目と、それとは別に「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」という項目があって、それぞれの支出に関して、購入先として1の一般小売店、2のスーパー、コンビニなどがあり、7番目として通信販売のうちインターネットという購入先がある。インターネットで注文はしたけれども最終的な代金は現金で支払った場合には、この現金支出のところ通信販売のインターネットに丸をつけていただく。もしそれをクレジットカードで払った場合には、クレジットカードの方を記入する収支簿に、購入先として現金のときと同じような形で、一般小売店、スーパーからその他まで9項目あるので、その通信販売、インターネットのところに丸をつけていただくという形式である。

竹内会長）はっきりさせたいが、インターネット上でただ情報をとっただけの場合は入れないのか。

廣松部会長）入れない。インターネットで情報を得て、その後、一般小売店とかデパートへ行って買った場合には、それはあくまで一般小売店とかデパートで買ったということになる。

竹内会長）インターネット上で申し込んで契約をして、後で現金とかクレジットカードで支払いをしたといったような場合をいうのか。

廣松部会長）そのとおり。

菅野委員）極めてマイナーな質問で恐縮であるが、例えば今、マイレージみたいなものがある。

あれで引き落としした場合は購入になるのか。

田中補佐（総務省消費統計課）一旦収入という形になる。その部分の収入があったというところを
方をしている。

廣松部会長）同額の収入があつて、それに対する支出をしたという形か。

菅野委員）そうすると、先ほどは現金とクレジットカードという分け方であるが、それはポイントも含めて、一旦現金としての収入になったというようにみなすのか。

田中補佐）それを実際に購入した段階で収入があつたということになる。

竹内会長）購入した段階なのか。つまり、ポイント制というのは、支払いのときに生ずるのではないのか。

廣松部会長）そのとおりである。ただ、そのポイントを使って買わない限り、潜在的なものというか、実現していないものである。

竹内会長）つまり、今月買って、翌月の支払いのときにそのポイントによる引き落とし、翌月に実際の支払いをしたときにそれが生ずるということがしばしばある。今月になるか翌月になるかという時期の問題もあるが、この場合はどっちになるのか。

清水委員）収入としてはずれる。ずれることを前提にして、これは検討されたわけである。だから、マイレージについては購入の時点でみなし収入が発生したととらえることでしか取り扱えないはずである。その間、実際にマイレージを使って購入されるまでは、それが現金に相当する購買力を持っているかどうかは分からない。そういう取扱いをしなければ大変な混乱が起きると思う。

廣松部会長）調査実施部局の整理ではそうだと思う。実現した段階で収入と支出がいわば同時に起きるといふ形だと思う。

竹内会長）私が質問したこととの混乱が生ずるといけないので確かめたいが、マイレージの取扱いはそれでいいとしても、デパートなどでやっているディスカウントでポイント制というのは、今月買って翌月に引き落とし支払うということになると、そのディスカウントの分は翌月の引き落としのときに計算されるということがしばしばあるが、その場合はどうなるのか。今月にこれだけ支出し、翌月になってこれだけ収入があり、その結果として、結局、収入の分と実際に支払った分を足してこれだけ支払ったという形になるのか。それとも、今月もう既にその収入があつたとみなすのか。

田中補佐）その月において引き落としされた額ということになる。

竹内会長）いろいろな形の割引の制度があり、例えばこういうランクのカードでこの期間に買い物をするとその分については10パーセント割引だというのがあつて、それは最後に決まることになる。買った瞬間には金額は出てこない。金額は引き落としをするときに出てくる。

廣松委員）おっしゃっている意味は分かる。要するに、ポイントがたまっていると、最終的に支払うときに、ディスカウントされている金額から更にそのポイント分だけ引いてもらえるということである。

清水委員）ポイントはポイントで新たに何かを購入する際に購買力として使っていいということか。それ以外に、引き落とし額そのものがポイントによって減額されるのか。

竹内会長）必ずしも買った瞬間に発生しないかもしれないということ。支払いのときに発生することがあり得るといふことか。

廣松部会長) 少なくともその件に関しては、この調査でも家計調査と同じ扱いをしているはずである。

竹内会長) そうであれば、やはり引き落としのときに収入になる。

廣松部会長) はい。引き落とししたときにみなしの所得があつて、その額を支払ったという形になる。

竹内会長) そうすると、その支払いが翌月なら、この月についてはあくまで初めに購入したときの金額になるということになる。なにやら面倒なことになりそうだが、それは調査実施のときに混乱が起これないようにやっていただければ結構である。

(5) その他

竹内会長から、平成 15 年 11 月において、統計法第 7 条第 2 項による承認及び統計報告調整法第 4 条第 1 項による承認事項がなかったことが報告された。